

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設業許可申請書や各種変更届（以下「建設業許可申請書等」という。）の提出方法について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、建設業許可申請書等の提出方法について、当面、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1. 提出方法

建設業許可申請書等の提出については、郵送によることも可能です。

※従来どおり、持参による提出も可能ですが、窓口にはできるだけ少人数でお越しください。

※提出期限があるものは、期限に間に合うように提出してください。

2. 郵送する際の留意点

・書留郵便等によることとしてください。

・持参による提出の際、提示を求めていた書類については、写しを同封してください。（原本の提示は省略することとします。）

※郵送された写しは返却せず、振興局建設部（海南工事事務所を含む）で確認後、裁断し廃棄します。

※書類の不足や不備等により補正が必要な場合、職員が電話で連絡します。

・受付後（許可申請については許可後）、建設業許可申請書等の副本1部（申請者控え）を返送しますので、必ず宛名を記入し、必要な額の切手を貼り付けた封筒（角形2号）を同封してください。

※郵便料金については、下記の郵便局のホームページをご覧ください。

[国内の料金表 - 日本郵便](#)

・申請書等は[各管轄の県振興局建設部（海南工事事務所）](#)に提出してください。